

# 公 告

## 脱退手続きを行う住所不明組合員の公告

2025年3月1日

生活協同組合コープやまぐち  
理事長 山崎 和博



この度、2022年度及び2023年度分として生協からお送りした配当通知が住所不明等により返送され、生協からの連絡がとれなくなった組合員で、以下の規定に定められた理由に該当する組合員を対象に、2025年5月理事会承認後、脱退手続きを行うことになりました。

### <対象組合員>

2025年2月現在で

1. 2年以上生協の事業を利用されていない
1. 2年間出資配当を除く増資、減資の履歴がない
1. 出資金が5千円未満である
1. 電子マネーがない

対象は以上の規準を満たす組合員です。但しお申し出があった場合、ご本人の意思を確認の上、対象組合員名簿から削除致します。

### <今回対象となる事業所名と人数は以下の通りです。>

島田店	4人	どうもん店	134人	長門センター	15人
旧小野田店	53人	とくやま店	170人	周東センター	57人
新下関店	209人	山口センター	52人	萩センター	26人
小郡店	53人	宇部センター	63人	厚狭センター	22人
いずみ店	236人	下関センター	51人	周南西センター	26人
宇部店	190人	周南東センター	46人	防府センター	25人
旧ほうふ店	72人	岩国センター	60人	共済グループ	3人
				夕食宅配	269人
				合計	1836人

### <脱退手続きの規定について>

5月理事会承認後、2025年3月末日付で脱退手続きを実施します。

### <お申し出の方法について>

対象条件に該当すると思われる組合員の方は、2025年3月14日までに各事業所またはコープやまぐち総務グループ（電話 083-995-3600）へご連絡ください。

### <出資金の返還について>

脱退手続き後は、お申し出により出資金の払い戻しを行います。2024年度（2025年6月実施予定）以降の出資配当は対象外となります。